

会則

茨城インテリアコーディネーター協会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、インテリアコーディネーター及び各会員同士の情報交換・技術の向上・人材の育成・生活者に対する活動等、各会員間の相互利用・共同利益と健全な発展及び親睦を図ることを目的とする。また、各会員の職能の向上を図り、品性を磨き、社会に貢献する事を目的とする。

(組織)

第2条 本会は、茨城県内に居住または勤務し、インテリアコーディネート業務に携っている者及び本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

(名称)

第3条 本会は、茨城インテリアコーディネーター協会と称する。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- ①講習会・研究会・座談会・見学会等の交流会による情報、技術の交換及び勉強会。
- ②会員相互の親睦。
- ③その他、目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は次の①②とする。

- ①正会員・準会員・学生会員・新会員
- ②賛助会員

(正会員・準会員・学生会員・新会員)

第 6 条 正会員は、本会の目的に賛同する I.C 有資格者で、原則インテリアコーディネート業務に携わっている社会人とする。準会員は、本会の目的に賛同し、原則インテリアコーディネート業務に携わっている社会人とする。学生会員は、本会の目的に賛同し、インテリアコーディネート業務を目指す 18 才以上の学生とする。新規入会の 1 期目は新会員とし、2 期目より正会員、準会員とする。但し、学生は 1 期目から学生会員とする。

再入会の場合、1 期目より正会員、準会員又は学生会員とする。

(賛助会員)

第 7 条 賛助会員は、企業または団体で本会の活動を賛助するものとする。

(入会)

第 8 条 会員になろうとする者は、入会申込書(別記様式)を本会に提出しなければならない。役員会の承認後、本会が定める所定の入金確認をもって入会とする。

(入会金・会費)

第 9 条 入会金及び会費は次の通りとする。また、指定口座に振り込む場合は、振込手数料は各自負担のこととする。なお、入退会の時期にかかわらず、会費は所定額とする。

正会員	年会費	12.000 円		
準会員	年会費	12.000 円		
学生会員	年会費	4,000 円	・ 入会金	免除
新会員	年会費	6.000 円	・ 入会金	5.000 円
賛助会員	年会費	15.000 円		

(退会)

第 10 条 退会しようとする者は、その理由を所定の書式にて会長に届け出、役員会の議決を経て退会することが出来る。

(休会)

第 10 条 2 項 休会しようとする者は、その理由と休会期間を所定の書式にて、会長に届け出、役員会の議決を経て休会することが出来る。

①休会員の資格

休会中であっても会員としての資格を有する。

②休会の事由

ア、病気・療養(健康上の事由)、転勤

イ、出産・育児・介護等、役員会が正当と認めた事由

③休会の期間

事業年度(4月1日～3月31日)とし、新年度前に届け出ることとする。

延長による最長期間は3年とする。

④休会中の年会費

年会費は徴収しない。

年度途中での休会の場合、年会費の返金はしないものとする。

⑤休会中の事業参加

交流会への参加は出来ない。ただし、一般生活者対象の事業への参加は可能とする。

(除名)

第11条 会員で次の各号に各当するものは、役員会の決議を経て除名することが出来る。

①本会の秩序を乱したもの。

②本会の目的に反し、本会の名を著しく傷つけた者、或いはインテリアコーディネーターとしての信用を著しく損なう行為をしたもの。

③やむをえないと認められる事情を除き、入金期限より3か月以上遅滞したもの。

第3章 役員

(役員及び役員補佐)

第12条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

事務局長 1名

会計 1名

第 13 条 役員は正会員の中から、選挙により選出するものとする。但し、役員を4期又は8年以上努めた者で、本人の希望がある場合は、選挙の選出対象者より除くことができる。

第 14 条 本会に次の役員補佐を置く。

役員補佐 3名

第 15 条 役員補佐は正会員及び準会員並びに新会員の中から、選挙により選出するものとする。

(任期)

第 16 条 役員及び役員補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は連続で3期以内とする。

(会長)

第 17 条 会長は本会を代表し、業務を統轄する。

(副会長)

第 18 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。

(事務局長)

第 19 条 事務局長は会務等を処理する。

(会計)

第 20 条 会計は通常総会において決議された予算に基づき、本会のすべての会計業務を行うものとする。

(役員補佐)

第 21 条 役員補佐は各役員の業務を補佐し、事故のある時はその職務を代行する。また、本会の運営推進にあたる。

第 4 章 会 議

(会議)

第 22 条 本会の会議は次の3種とする。

通常総会 臨時総会 役員会

(通常総会)

第 23 条 通常総会は、期の変わる時期に開催するものとし、会長がこれを招集する。

(臨時総会)

第 24 条 臨時総会は、役員が必要と認めるとき会長がそれを招集する。

(役員会)

第 25 条 役員会は、会長・副会長・事務局長・会計・役員補佐で構成する。なお、役員会は会長が必要と認められた時、これを招集する。

(総会の議事)

第 26 条 通常総会及び臨時総会は、次のことを決める。

- ①会則の設定並びに変更に関する事。
- ②事業計画、事業報告、収支予算及び決算に関する事。
- ③その他、役員会で必要と認められた事。

(議長選出)

第 27 条 総会の議長は、総会に出席した正会員・準会員・新会員の中から選出される。

(議事録)

第 28 条 議長は総会の議事について次の項目を記載して、議事録を作成しなくてはならない。

- ①総会の種類。
- ②開会の日時及び場所。
- ③会員の総数。
- ④出席会員の総数。
- ⑤議事要項。
- ⑥決議した要項。

(役員会の議事)

第 29 条 役員会は、次のことを決める。

- ①事業の執行に関する事。
- ②会員の入会、退会、休会又は除名に関する事。
- ③会則の施行に必要な事項の設定並びに変更に関する事。
- ④その他、会務執行上必要な事。

(会議の成立)

第 30 条

総会は、正会員・準会員・新会員の 2 分の 1 以上、役員会は構成員 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議事を決議する。但し、可否同数の時は議長が決する。

(決議権の委任)

第 31 条 正会員・準会員・新会員は総会における決議権を有し、他の出席会員にこれを委任することがで

きる。

- ①決議権の委任方法は、委任状を用いなければならない。
- ②前項の規定による委任状に限り、これを出席とみなす。

第5章 事務局

(事務局)

第32条 本会に、本会の事務を処理するため事務局を、事務局長宅に置くこととする。

第6章 会計

(会計)

第33条 本会の運営の収入は、会費・事業収入・寄付金・会社が拠出する補助金その他を持って充て、会計年度は毎年4月1日より翌3月末日までとし、会計が管理する。

(決算会計報告)

第34条 会計報告については、会計監査を受けて全会員に報告する。

なお、会計監査は2名とし、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。役員によって選出する。

第7章 交流会

(イベントについて)

第35条 原則として、会員以外のイベント参加については、参加時に実費を徴収する。

第 8 章 附則

(相談役)

第 36 条 相談役は、会長を 2 期(4 年)以上努めた者で、総会に諮って委嘱する。

会長は、相談役に対して、本会の運営その他重要事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。

相談役の任期は、本会の退会までとする。

(役員等報酬・旅費)

第 37 条 役員等報酬及び会員の旅費並びに手当等は、役員会の定めるところによる。

(福利厚生)

第 38 条 会員の福利厚生に関する事項は、役員会の定めるところによる。

(活動規約)

第 39 条 本会則に記載されていない細部事項は、全て役員会によって決議する。

(会則施行)

第 37 条 この会則は、平成 20 年 4 月 2 日より施行する。

平成 22 年 4 月 21 日 一部改正

平成 23 年 5 月 25 日 一部改正

平成 24 年 5 月 23 日 一部改正

平成 26 年 5 月 21 日 一部改正

平成 27 年 1 月 14 日 一部改正

平成 28 年 5 月 18 日 一部改正

平成 29 年 1 月 18 日 一部改正

平成 30 年 5 月 16 日 一部改正

令和 2 年 5 月 20 日 一部改正(令和 2 年 4 月 1 日に遡り施行)